熊谷市監査委員公告第１１号

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和４年２月２１日

熊谷市監査委員　三　澤　欣　一

熊谷市監査委員　鈴　木　理　裕

令和３年度財政援助団体等監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第３号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　施設　熊谷市立大里ふれあいセンター

⑵　施設所管課　市民部市民活動推進課

⑶　指定管理者　公益社団法人 熊谷市シルバー人材センター

⑷　対象事務

熊谷市立大里ふれあいセンター指定管理業務に係る令和２、３年度における出納その他の事務について

３　監査等の着眼点

⑴　所管課関係

①　指定管理者の指定は適正・公正に行われているか

②　管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか

③　協定書等には、必要事項が適正に記載されているか

④　管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか

⑤　事業報告書の点検は適切になされているか

⑥　指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか

⑵　指定管理者関係

①　施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか

②　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか

③　利用料金の設定等は適正になされているか

④　利用促進のための努力はなされているか

⑤　管理に係る収支会計経理は適正になされているか

⑥　他の事業との会計区分は明確になっているか

⑦　管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。

⑧　領収書類の整備、保存は適切になされているか

⑨　管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか

４　監査等の主な実施内容

リスクを考慮し、指定管理者の事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

⑴　主な監査項目

ア　所管課

(ｱ)　指定管理者指定等事務

(ｲ)　利用状況報告書（定期報告書）

(ｳ)　利用料金収入報告書（利用状況報告書）

(ｴ)　事業報告書

(ｵ)　自己評価報告書

(ｶ)　「ＳＴＯＰコロナ」指定管理施設運営支援事業

(ｷ)　備品台帳

イ　指定管理者

(ｱ)　出退勤管理

(ｲ)　施設利用申請書類

(ｳ)　情報通信費

(ｴ)　現金出納簿

(ｵ)　通帳

(ｶ)　経理簿

(ｷ)　管理業務委託契約

(ｸ)　清掃業務委託契約

(ｹ)　害虫駆除業務委託契約

5　監査等の実施場所及び期間

⑴　実施場所

監査委員事務局、大里ふれあいセンター第１会議室

⑵　監査期間

令和３年９月 28 日から 11 月 26 日まで

6　監査の結果

大里ふれあいセンター指定管理業務について、所管課及び指定管理者における出納その他の事務について、以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴　備品について、台帳の内容と差異があった。台帳を見直し、適正な備品管理をするべきである。

【市民活動推進課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

⑴　施設の更なる有効活用について

大里ふれあいセンターは、近隣住民の利用を主眼として建設された経緯から駐車場が整備されていない。そのため、遠隔地の住民の利用が制限されることもあり利用者増加のネックとなっている。

隣接する船木台中央公園には駐車場があり、公園と一体的に管理できれば従来以上に多目的利用が可能となることが考えられるが、当該公園は都市公園に位置付けられているため、都市公園法上の制約がある。しかしながら、指定管理者として公共施設の有効利用を図る観点から、公園と施設を一体的に利用した事業の展開等、利用者の増加に繋がる方策を公園担当部署と調整しながら検討されたい。